

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	横山	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠	生活保護法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	生活保護法に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等				
内容	1 生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 嘱託医の設置費（内科医2名（火、木曜各1名）・精神科医1名（月曜）） 資産調査専門員配置（2名） 介護扶助適正化指導員（ケア・マネージャー）配置（1名） 面接・相談嘱託員配置（1名） 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等） 旅費（資産調査専門員、介護扶助適正化指導員旅費） 役務費（被保護者通知、戸籍照会、金融機関等への調査郵送料等 現金書留払、督促状郵送料） 委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務） 2 その他経費 委託料（家財整理委託） 使用料及び賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） 報償費（越年対策事業）				
経過	平成5年度 委託料 家財整理委託 新規予算措置 平成6年度 委託料 越年対策報償費が事務費から分離 平成12年度 生活保護システム更新4月稼働 介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成18年度 資産調査専門員配置 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置 平成23年度 資産調査専門員増配置 平成24年度 越年対策事業から経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部の委託 平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 委託業務 ・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・要介護認定調査（10割給付者） ・保護施設委託事務費 ・家財整理業務 ・レセプト点検 ・生活保護システム運用 ・精神保健福祉業務 ・高齢者居宅介護支援事業業務				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	34,199	35,199	37,980	102,131	51,556	62,192	95,661
	①決算額（25年度は見込み）	32,340	33,754	37,247	72,078	48,149	58,370	95,661
	②人件費等	19,638	19,991	18,530	23,545	34,434	30,235	
	③減価償却費				10,313	16,328	14,522	
	【事務分担当】（%）	320	325	315	355	525	450	
	合計（①+②+③）	51,978	53,745	55,777	95,623	82,583	103,127	95,661
	国（特定財源）	10,611	15,454	14,407	36,586	17,220	23,671	61,723
	都（特定財源）		105	129	151	141	149	154
	その他（特定財源）		9	0	54	0	1	1
	一般財源	41,367	38,177	41,241	58,832	65,222	79,306	33,783
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	介護扶助審査判定件数	123	122	116	138	143	140	144
	アパート整理件数	13	11	14	9	12	7	14

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	嘱託医、資産調査員、他	15,087	嘱託医、資産調査員、他	15,083	嘱託医、資産調査員、他	15,084
	旅費	資産調査員等	15	資産調査員等	9	資産調査員等	17
	報償費			越年対策事務従事	186	越年対策事務従事	239
	食糧費	山谷対策打合せ	0	山谷対策打合せ	1	山谷対策打合せ	8
	一般需用	印刷製本（封筒等）	967	印刷製本（封筒等）	685	印刷製本（封筒等）	1,579
	役務費	郵送料（各種通知）	9,777	郵送料（各種通知）	9,251	郵送料（各種通知）	11,060
	委託料	システム保守、レプト点検等	19,863	システム保守、レプト点検等	29,987	システム保守、レプト点検等	65,963
	使用料及び賃借料	越年対策自動車借上	42	越年対策自動車借上	38	越年対策自動車借上	42
	負担金補助及び交付金	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	0	全国研修会受講料等	67

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①	レプト点検過誤返還金（千円）	76,667	57,012	53,445	—	—	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
②	レプト点検総件数（千件）	138	147	155	—	—	
③							

（問題点・課題）	○生保システムの活用、レセプト点検業務委託、医療扶助データベース化により対応している。 ○被保護者数の増加により、日々の事務量は増加傾向であり、一層の事務改善を図る必要がある。
（実施状況）	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	電子化されたレセプトにより、診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	
②	介護扶助の適正執行のため、ケアプラン等の点検を行う。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく事務の執行経費

（状況）	平成12年度 四定 平成13年度 三定 平成24年 一定	区報で生活保護制度を周知する特集を組むこと ○区報に特集（生活困窮した場合の相談方法等）を組んで周知してほしい ○保護課の相談カードに生活保護申請の意思を明確に示せるよう、様式の改善をしてほしい ケースワーカー業務の外部委託の導入について
------	---	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	越年対策報償費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	綱島	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	越年対策報償費				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度 根拠 ・ 東京都福祉局長通知 ・ 山谷対策本部会決定				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等（東京都・台東区・荒川区）				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	東京都山谷地域越年相談事業に協力し、生活相談、宿泊援護等の業務に従事する一般職員の報償費の支給				
対象者等	生活福祉課職員				
内容	越年相談事業 山谷地域居住者のうち、年末年始の就労事情により、就職先や宿泊場所のない困窮者に対して、生活相談及び宿泊援護等を行う。 1 相談の実施日 12月29日 2 実施場所 ①相談所 台東区リバーサイドスポーツセンター及び荒川区役所地下 ②援護施設 なぎさ寮（大田区）他 3 援護の方法 各相談所で面接相談を行い、次の措置をとる。 ①宿泊援護が必要な者は、なぎさ寮等への入所措置（バス等により施設へ移送） ②入院が必要な者は、生活保護法による入院措置				
経過	昭和35年 山谷対策の基本方針を決定 昭和37年 「山谷福祉センター」設置。初めて越年対策実施（以後毎年実施） 昭和40年 「東京都城北福祉センター」・「財団法人労働センター」開設 昭和43年 山谷事件多発。東京都山谷対策本部設置。翌年、民生局に「山谷対策室」を設置 昭和47年 山谷労働センター乱入事件・焼き打ち事件発生 昭和48年 都が山谷対策特別就労事業を開始（以後毎年実施） 昭和49年 越年施設大井寮開所。（昭和63年大田寮に改称、平成6年なぎさ寮に改称） 昭和53年 準更生施設「潮見寮」竣工 平成11年 更生施設「さざなみ苑」8月開設（越冬施設「潮見寮」から通年開設の施設となる） 平成24年 生活保護事務費へ経費を移行				
必要性	生活保護事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 越年相談事業は、東京都が、「山谷地区越年越冬対策部会」の決定に基づき実施。 台東区、荒川区は、東京都福祉保健局長からの依頼により職員に従事させている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	371	371	371	292	292	0	0
	①決算額（25年度は見込み）	265	239	292	212	239	0	0
	②人件費等	119	122	122	140	136	135	
	③減価償却費				145	156	161	
	【事務分担量】（％）	5	5	5	5	5	5	
	合計（①＋②＋③）	384	361	414	352	375	296	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	384	361	414	352	375	296	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	延従事職員数	10	9	11	8	9	7	0

費用は生活保護事務費

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	越年対策事務従事	239	越年対策事務従事 （生活保護事務費に計上）		越年対策事務従事 （生活保護事務費に計上）	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	① 越年相談者数（人）	468	343	303	322	—	
	② 宿泊援護者数（人）	460	333	288	310	—	
	③ 入院者数（人）	1	0	0	0	—	

過去2箇年相乗平均

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	山谷地域の越年相談事業関連経費

議会（要旨）	なし
--------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	就労促進事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	本多	内線	2626
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	就労促進事業（01-03-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 17 年度	根拠	荒川区就労支援専門員設置要綱		
終期設定	○有 ●無 年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	就労意欲があり自立に向けて就業活動しているが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、専門の相談員を設置することにより就業の実現に必要な支援を組織的、効果的に行い、被保護者の自立を助長し生活保護の適正実施に寄与することを目的とする。				
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で就労の阻害要因がなく、かつ、就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。				
内容	就労支援専門員（ハローワーク○Ｂ等）の設置 1 対象者の選定 ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 2 就労支援検討会 ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 3 具体的支援 ・ ハローワーク足立、ＪＯＢ町屋等への同行及びハローワーク足立、ＪＯＢ町屋等、職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診 4 就労支援結果の確認 ・ 就労状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				
経過	平成17年4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年4月 就労支援専門員 1名増員 2名体制				
必要性	被保護者に対し、就労を支援することにより自立を促進し、生活保護の適正実施に寄与する。				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員 ） ・ 就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導） ・ ハローワーク足立、人材銀行等へ紹介企業の同行 ・ 会社訪問、面接等援助 ・ 就業状況確認 ・ 就労支援継続の要否の検討				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	3,078	3,059	3,065	3,065	9,242	6,191	6,194
	①決算額（25年度は見込み）	3,029	3,017	3,057	3,075	6,167	6,027	6,194
	②人件費等	427	424	424	436	0	0	
	③減価償却費				145	0	0	
	【事務分担量】（％）	5	5	5	5	0	0	
	合計（①+②+③）	3,456	3,441	3,481	3,511	6,167	6,027	6,194
	国（特定財源）	3,013	3,018	3,050	0	0	0	0
	都（特定財源）				3,075	6,167	6,026	6,194
	その他（特定財源）							
	一般財源	443	423	431	436	0	1	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	就労支援対象者数	67	58	95	98	110	108	110

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	就労支援専門員報酬	5,446	就労支援専門員報酬	5,446	就労支援専門員報酬	5,446
	共済費	社会保険料	701	社会保険料	562	社会保険料	712
	特別旅費	ハローワーク等同行	21	ハローワーク等同行	19	ハローワーク等同行	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	① 就労人員（人）	71	80	72	75	—	
	② 就労自立世帯数（世帯）	37	44	61	65	—	
	③						

（問題点・課題）	短期間の就労で辞める者が多いため、担当ケースワーカーは、就労支援員と協力しながら、就労の阻害要因となるものを十分把握することで被保護者の不安を取り除き、就労意欲を高めていく必要がある。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 港、墨田、大田、世田谷、杉並、練馬、足立、中央、新宿、江東、品川、中野、豊島、北、板橋、葛飾、江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援方法を踏まえ、支援対象者の選考・支援メニューの適切な選択を行うことにより、より多くの者の就労に結びつける。	
②	一般就労では、採用が困難な支援対象者に対し、履歴書作成指導、面接等講習会の開催等により、よりきめ細かな支援により、就労に結びつける。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	就労支援専門員の配置、相談・援助活動に要する経費

況議会（要質問）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	路上生活者等対策事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
			担当者名	関口	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		路上生活者対策事業分担金（01-16-01） 自立支援事業（01-03-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13 年度		根拠	路上生活者対策事業実施大綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕				
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者に対して、生活相談等を行うとともに都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者の早期社会復帰に向けた支援を行う。					
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者					
内容	1 路上生活者の自立に向けた生活に関すること等の相談 2 都区共同事業である「路上生活者対策事業」に基づき設置された自立支援センター等の利用承諾承認（平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築）。設置期間は5年間 〔自立支援センター事業〕(1)緊急一時保護(2)自立支援（就労支援）(3)自立支援住宅（地域生活準備支援） 〔路上生活者対策施設の設置の考え方〕(1)新型自立支援センターは各ブロック1ヶ所設置、自立支援住宅は各ブロック50戸設置。現在、第1・2・3・5ブロックが設置完了。ただし、他ブロックでも既存施設が期間経過で閉鎖されるにしが、旧緊急一時保護センターか、旧自立支援センターのいずれか残存施設が新型センターに移行。 (2)施設の建設は、基本的に東京都が行う。施設の管理運営は特別区が行うものとし、特人厚が共同処理する。 (3)経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。					
経過	平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結 12月 自立支援センター台東寮、新宿寮開設 平成13年 4月 荒川区において路上生活者自立支援相談員設置 4月 自立支援センター豊島寮開設 7月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結 11月 緊急一時保護センター大田寮開設 平成14年 2月 自立支援センター墨田寮開設 3月 緊急一時保護センター板橋寮開設 平成15年 6月 路上生活者を対象とした民間の宿泊所の設置・運営について、近隣住民からの陳情を採択 7月 宿泊所の設置に関する荒川区指導要綱、運営指導指針を制定、施行 平成16年 3月 緊急一時保護センター江戸川寮開設 3月 自立支援センター渋谷寮開設 平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設 8月 緊急一時保護センター千代田寮開設 平成18年 4月 自立支援センター杉並寮開設 11月 緊急一時保護センター世田谷寮開設 平成19年 3月 自立支援センター葛飾寮開設 平成21年 3月 緊急一時保護センター江東寮開設 自立支援センター品川寮開設 平成22年 2月 緊急一時保護センター文京寮開設、荒川寮開設 平成22年 8月 緊急一時保護センター港寮開設、千代田寮開設 平成22年10月 緊急一時保護センター文京寮・港寮新型自立支援センターへ移行 自立支援センター北寮・中央寮閉鎖 平成23年 4月 自立支援センター中野寮開設、杉並寮閉設 11月 新型自立支援センター品川寮開設、世田谷寮開設 平成24年 3月 自立支援センター葛飾寮開設、緊急一時保護センター江東寮が新型自立支援センターへ移行 平成25年 3月 緊急一時保護センター練馬寮閉鎖、自立支援センター中野寮が新型自立支援センターへ移行					
必要性	路上生活者の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 利用承諾、処遇決定等は、特別区が行う。 宿泊支援、生活指導、健康診断等は、特人厚が共同処理する。 職業相談、住宅相談は、東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		3,203	24,291	24,280	13,332	4,413	4,717	9,631
①決算額（25年度は見込み）		3,137	22,534	13,063	9,742	3,530	3,507	9,631
②人件費等		0	0	0	0	0	0	
③減価償却費					0	0	0	
【事務分担量】（％）		0	0	0	0	0	0	
合計（①＋②＋③）		3,137	22,534	13,063	9,742	3,530	3,507	9,631
国（特定財源）		3,013	3,018	3,024	3,042	2,993	3,085	2,976
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		124	19,516	10,039	6,700	537	422	6,655
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	緊急一時保護在籍者数	6	12	9	0	2	0	
	自立支援在籍者数	6	3	10	2	7	12	
	自立支援住宅在籍者数				2	5	3	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	自立支援相談員報酬	2,591	自立支援相談員報酬	2,536	自立支援相談員報酬	2,536
	共済費	社会保険料	350	社会保険料	351	社会保険料	356
	職員旅費	研修旅費	0	研修旅費	0	研修旅費	86
	特別旅費	施設移送同行旅費	14	施設移送同行旅費	13	施設移送同行旅費	18
	役務費	施設移送費	6	施設移送費	6	施設移送費	12
	負担金	路上生活者対策分担金	569	路上生活者対策分担金	601	路上生活者対策分担金	6,623

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	① 自立者数（人）	14	6	20		—	路上生活から自立した生活に移行した者
	② 相談延件数（人）	58	86	61		—	
	③ 緊急一時保護センター入所者数（人）	24	33	36		—	

（問題点・課題）	緊急一時保護センターの施設運営事業者との連絡を密にし、地域に十分配慮した適正な施設運営及び巡回相談が図られることが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	路上における相談から、就労への支援及び就労した者の円滑な地域移行に向けた支援まで、一貫した支援を実施する。	
②	平成25年度中に、各ブロックに新型自立支援センター設置完了。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	自立支援相談員の配置、路上生活者の生活相談・都区共同事業の利用援助等

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	山谷地区医療協力謝礼金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地																																																															
		担当者名	吉田	内線	2621																																																															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	山谷地区援護費（01-04-01）																																																																			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																																																			
開始年度	● 昭和 ○ 平成	48 年度	根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書																																																																
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等																																																																	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																																																																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕																																																																		
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕																																																																		
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕																																																																		
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する、医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。																																																																			
対象者等	（財）城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者等に対して医療業務を行った民間医療機関。																																																																			
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 （1）支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） （2）支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） （3）使途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>格付</th> <th>点数</th> <th>協力金</th> <th>格付</th> <th>点数</th> <th>協力金</th> <th>格付</th> <th>点数</th> <th>協力金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>30－49</td> <td>35,000</td> <td>G</td> <td>250－299</td> <td>150,000</td> <td>M</td> <td>550－599</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50－74</td> <td>40,000</td> <td>H</td> <td>300－349</td> <td>175,000</td> <td>N</td> <td>600－699</td> <td>325,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>75－99</td> <td>50,000</td> <td>I</td> <td>350－399</td> <td>200,000</td> <td>O</td> <td>700－999</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>100－149</td> <td>75,000</td> <td>J</td> <td>400－449</td> <td>225,000</td> <td>P</td> <td>1000－1499</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>150－199</td> <td>100,000</td> <td>K</td> <td>450－499</td> <td>250,000</td> <td>Q</td> <td>1500－1999</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>200－249</td> <td>125,000</td> <td>L</td> <td>500－549</td> <td>275,000</td> <td>R</td> <td>2000以上</td> <td>425,000</td> </tr> </tbody> </table>					格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	A	30－49	35,000	G	250－299	150,000	M	550－599	300,000	B	50－74	40,000	H	300－349	175,000	N	600－699	325,000	C	75－99	50,000	I	350－399	200,000	O	700－999	350,000	D	100－149	75,000	J	400－449	225,000	P	1000－1499	375,000	E	150－199	100,000	K	450－499	250,000	Q	1500－1999	400,000	F	200－249	125,000	L	500－549	275,000	R	2000以上	425,000
格付	点数	協力金	格付	点数	協力金	格付	点数	協力金																																																												
A	30－49	35,000	G	250－299	150,000	M	550－599	300,000																																																												
B	50－74	40,000	H	300－349	175,000	N	600－699	325,000																																																												
C	75－99	50,000	I	350－399	200,000	O	700－999	350,000																																																												
D	100－149	75,000	J	400－449	225,000	P	1000－1499	375,000																																																												
E	150－199	100,000	K	450－499	250,000	Q	1500－1999	400,000																																																												
F	200－249	125,000	L	500－549	275,000	R	2000以上	425,000																																																												
経過	昭和47年 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始 昭和50年6月14日 協定を締結																																																																			
必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。																																																																			
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 協力金の金額査定 東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、（財）城北労働・福祉センターで構成する査定委員会が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。																																																																			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	2,344	2,151	1,894	1,850	1,905	2,325	1,715
	①決算額（25年度は見込み）	1,395	1,365	1,700	1,850	1,620	1,360	1,715
	②人件費等	854	847	814	872	776	826	
	③減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（％）	10	10	10	10	10	10	
	合計（①＋②＋③）	2,249	2,212	2,514	2,722	2,396	2,509	1,715
	国（特定財源）	1,395	1,365	0	0	0	0	0
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	854	847	2,514	2,722	2,396	2,509	1,715
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入院（件数）	177	153	181	195	206	142	
	外来（件数）	202	231	348	359	210	230	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	山谷地区医療協力金	1,620	山谷地区医療協力金	1,360	山谷地区医療協力金	1,715

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①	医療機関（件）	45	26	26	—	—	
②							
③							

（問題点・課題分析）	
実施状況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	山谷の簡易宿所居住者等に対する円滑な医療実施を目的

議会（要質問）	なし
---------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		生活扶助（01-01-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。 〔生活保護制度の基本原則〕 1 国家責任による健康で文化的な最低生活保障 2 保護申請の無差別平等 3 保護の補足性 被保護者の日常生活に必要なもの等を扶助する。4 保護の補足性の原理 生活扶助は、被保護者の日常生活の需用を満たすために必要なもの等を扶助する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、以下の要件を満たすと同時に、現在の収入等が、厚生労働省の定める保護基準を下回る者。 ①自己が利用しうる資産、能力等あらゆるものの活用 ②民法で定める扶養義務者の扶養 ③他法、他施策による扶助の優先活用				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助と併給して、下記により生活扶助を行う。 〔生活扶助の範囲〕 1 衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの 2 移送費 〔生活扶助の実施原則〕 1 居宅保護を原則。ただし、居宅でできないとき、保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、保護施設又は適当な施設に收容して行う。 2 金銭給付を原則。ただし、金銭給付でできないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 3 保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する。ただし、これによりがたいときは1ヶ月分をこえて前渡しできる。 4 居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付し、これによりがたいときは、被保護者個人に交付している。 〔生活扶助の基準額〕（24年度）70歳以上単身世帯 75,770円 60歳以上69歳以下単身世帯 79,530円				
経過	昭和21年9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21, 4廃止）復活				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 〔保護実施上の原則〕 1 申請保護の原則（職権可） 2 保護基準による判定、支給 3 必要即応の原則 4 世帯単位原則 〔実施内容〕 1 面接相談、申請受理 2 申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 3 施設への收容、保護費の支給 4 訪問による自立助長のための生活指導、生活相談、病状把握等 〔保護費支払方法〕 平成25年3月分 窓口払（約1,100件） 銀行払（約4,100件） 送金払（250件）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		3,143,868	3,122,313	3,560,321	4,159,590	4,794,643	4,627,719	4,678,805
①決算額（25年度は見込み）		3,037,041	3,106,146	3,532,165	4,054,782	4,304,819	4,446,201	4,678,805
②人件費等		44,270	64,501	60,568	72,459	70,439	79,774	
③減価償却費					25,767	30,665	32,464	
【事務分担量】（%）		540	790	785	887	986	1,006	
合計（①+②+③）		3,081,311	3,170,647	3,592,733	4,127,241	4,375,258	4,558,439	4,678,805
国（特定財源）		2,234,270	2,274,785	2,602,551	2,929,218	3,289,895	3,333,650	3,471,603
都（特定財源）		76,790	76,565	93,412	94,865	88,487	79,760	88,115
その他（特定財源）		58,014	73,100	62,096	114,557	70,741	77,774	50,000
一般財源		712,237	746,197	834,674	988,601	926,135	1,067,255	1,069,087
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	基準生活延人員	59,130	50,729	56,954	64,557	68,850	70,687	74,202
	基準生活費	2,892,146	2,955,971	3,364,003	3,869,086	4,119,871	4,253,149	4,464,586
	その他生活費	144,895	150,175	150,175	168,162	184,948	193,052	214,219

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準生活費等	4,304,819	基準生活費等	4,446,201	基準生活費等	4,678,805

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込)	目標値 (26年度)	
①	保護世帯数(世帯)		4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
②	保護人員(人)		5,981	6,327	6,406		—	
③	保護率(%)		29.2	31.0	31.2		—	

（問題点・課題分析）	景気の停滞、高齢化の進展を背景に被保護者数は依然として増加傾向にあり、生活扶助費は増加の一途である。今後もこの傾向は継続していくと推定されるため、生活保護の適正実施は重要課題となっている。 具体的には、①収入・資産調査の充実による不正受給の防止、②扶養義務調査の充実による経費の節減（仕送り増等）、③就労指導の強化による自立助長、④生活保護費弁償金等歳入の適正な確保について等、適正実施のための取組みを強化することが必要である。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の資産・収入・年金等の調査や就労指導を強化する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

（要質問状況）	議	平成13年度 三定	
	会	○餓死事件を発生させないために、電気・ガス事業者とも総合的な連絡・連携体制をとるように。	
	質	○ケースワーカー1人あたり80ケース体制（国基準）の実現。人員増を望む。	
	問	平成22年度 二定	生活保護法に基づき、相談業務及び職員研修の充実。
状	況	三定	生活保護費の財政負担について
		平成24年 一定	生活保護受給者のパチンコ禁止について

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅扶助(01-01-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	[住宅扶助の範囲] 1 住宅費(家賃・間代、地代、敷金等) 2 住宅維持費(住宅維持のための補修等) [住宅扶助の実施原則] 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達成するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 3 保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [住宅扶助の基準額] (24年度) ○ 家賃等 ・ 単身世帯 53,700円以内 ・ 特別な事情のある世帯 69,800円以内 ・ 7人以上世帯 83,800円以内 ○ 敷金等 ・ 279,200円以内 (7人以上世帯 335,200円以内) ○ 契約更新料等 ・ 104,700円以内 (7人以上世帯 125,700円以内) ○ 住宅維持費 ・ 一般基準 118,000円以内 (年額) ・ 特別基準 177,000円以内 (年額)				
経過	生活扶助と同じ。 平成21年度 契約更新料上限額の変更 (69,800円→104,700円) ・ 簡易宿泊所は特別基準 (1.3倍) 扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 宿所提供施設、緊急宿泊施設等の一時的宿泊施設への収容による現物給付以外は、生活扶助と同じ。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,736,810	1,713,840	2,035,228	2,384,417	2,835,257	2,887,059	2,930,412
	①決算額(25年度は見込み)	1,592,616	1,708,108	2,020,991	2,360,007	2,584,413	2,718,963	2,930,412
	②人件費等	44,270	64,755	61,163	74,312	70,827	80,270	
	③減価償却費				25,942	30,852	32,657	
	【事務分担当】(%)	540	793	793	893	992	1,012	
	合計(①+②+③)	1,636,886	1,772,863	2,082,154	2,434,319	2,655,240	2,831,890	2,930,412
	国(特定財源)	1,194,462	1,281,081	1,515,743	1,705,080	1,975,099	2,038,610	2,197,809
	都(特定財源)	33,421	35,714	50,786	55,199	50,690	46,207	56,951
	その他(特定財源)							
	一般財源	409,003	456,069	515,625	674,040	629,451	747,073	675,652
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	家賃延世帯数	37,818	39,254	44,397	50,499	54,519	57,088	60,950
	家賃支出額	1,513,480	1,610,005	1,882,097	2,197,543	2,418,556	2,552,853	2,754,209
	その他住宅費	79,136	98,103	98,103	162,464	165,857	166,110	176,203

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	家賃・間代等	2,584,413	家賃・間代等	2,718,963	家賃・間代等	2,930,412

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	①	保護世帯数（世帯）	4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
	②	保護人員（人）	5,981	6,327	6,406		—	
	③	保護率（％）	29.2	31.0	31.2		—	

問題点・課題 （指標分析）	被保護者数の増加や平均単価の上昇は住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。 被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがある。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切な指導を行っていく。 都営住宅の家賃滞納については、都と協力し対処する。						
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公営住宅の入居申請を指導し、適正な住居の確保を図る。	
②	家賃滞納については、適切に指導して行く。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会（要質問状）	平成22年 一定 住宅扶助費を直接大家や不動産屋に支払う方法の検討を望む。
----------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	教育扶助（01-01-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴い必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外）、他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により教育扶助を行う。 〔教育扶助の範囲〕 1 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 2 義務教育に伴って必要な通学用品 3 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの 〔教育扶助の実施原則〕 1 金銭給付によって行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付によって行う。 2 保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 〔教育扶助の基準額〕 （24年度）一般基準 小学校 2,150円 中学校 4,180円 特別基準（学級費等） 小学校 600円以内 中学校 770円以内 学習支援費 小学校 2,560円 中学校 4,330円				
経過	生活扶助と同じ。 平成20年度 給食費学校長口座へ納付開始。 平成21年7月1日から学習支援費が新設される。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 1 直 営 ） （ 直 営 の 場 合 ● 常 勤 ○ 非 常 勤 ○ 臨 時 職 員 ） 基準額の支給は、義務教育就学者の有無の確認を行い、当該世帯の保護費に加算して親権者に支給する。給食費、教材代等は、教育委員会、学校長に対し実費額の調査を行い支給額を決定する。なお、給食費については、各学校長に交付している。				

予 算・決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	18,894	20,348	22,321	28,804	33,439	36,261	43,966
	①決算額（25年度は見込み）	18,727	19,163	21,790	28,391	30,999	38,499	43,966
	②人件費等	44,270	32,674	30,866	37,464	35,723	40,466	
	③減価償却費				13,073	15,550	16,458	
	【事務分担量】（％）	540	400	400	450	500	510	
	合計（①＋②＋③）	62,997	51,837	52,656	65,855	66,722	95,423	43,966
	国（特定財源）	14,045	14,372	16,343	20,910	23,691	28,866	32,974
	都（特定財源）	25	0	6	102	0	25	25
	その他（特定財源）							
	一般財源	48,927	37,465	36,307	44,843	43,031	66,532	10,967
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	基準教育延人員	2,146	2,200	2,469	3,209	3,369	3,155	3,577
	基準教育費	6,156	6,403	7,017	9,273	9,754	9,179	9,254
	その他教育費	12,571	12,760	12,760	12,517	21,245	29,320	34,712

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	基準教育費等	30,999	基準教育費等	38,499	基準教育費等	43,966

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	① 保護世帯数（世帯）	4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
	② 保護人員（人）	5,981	6,327	6,406		—	
	③ 保護率（％）	29.2	31.0	31.2		—	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	高岡	内線	2628
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護扶助（01-01-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度 根拠 生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等 保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者か否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。				
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 〔介護扶助の範囲〕（介護保険の給付対象と同じ） 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 〔介護扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 〔介護扶助と介護保険給付の関係〕 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）				
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 〔被保険者〕 保護の申請・介護扶助を決定（事前に、要介護認定を受け介護サービス計画を作成していることが必要） 〔被保険者以外〕 ①保護の申請 ②要介護の審査、判定に基づき介護サービス計画作成を依頼 ③介護扶助を決定以下、両者同じ ④介護券を発行し、直接指定介護機関へ送付 ⑤介護扶助支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託 ⑥福祉用具購入費、移送費等は、福祉事務所で支払い				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	279,236	291,696	230,846	271,843	259,228	309,191	251,052
	①決算額（25年度は見込み）	211,045	212,169	227,891	243,528	267,370	286,691	251,052
	②人件費等	44,270	32,674	30,866	37,431	35,723	40,466	
	③減価償却費				13,073	17,883	16,458	
	【事務分担当】（％）	540	400	400	450	500	510	
	合計（①＋②＋③）	255,315	244,843	258,757	280,959	303,093	343,615	251,052
	国（特定財源）	158,284	159,127	170,918	175,997	204,334	214,954	188,289
	都（特定財源）	13,940	14,849	15,639	14,958	8,072	10,816	8,186
	その他（特定財源）							
	一般財源	83,091	70,867	72,200	90,004	90,687	117,845	54,577
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	居宅介護延人員	4,035	4,338	5,081	5,581	6,016	6,357	4,944
	施設介護延人員	1,204	1,149	1,185	1,136	970	868	757

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	居宅介護費等	267,370	居宅介護費等	286,691	居宅介護費等	251,052

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	①	保護世帯数（世帯）	4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
	②	保護人員（人）	5,981	6,327	6,406		—	
	③	保護率（‰）	29.2	31.0	31.2		—	

（問題点・課題）	東京都、介護保険者、指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、介護扶助の実状を把握し適正実施に努める。 介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助（社会的要因による入院）から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ十分な状態ではない。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	10割介護扶助者の他法他施策優先を推進する。	
②	10割介護扶助者の区分支給限度基準額の上限管理を実施する。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	白井	内線	2623
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療扶助（01-01-05）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。				
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。 〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送 〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。				
経過	生活扶助と同じ。 平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。				
必要性	生活扶助と同じ。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 被保護者の申請（傷病届）により医療券を発行し、指定医療機関等で現物給付。なお、入院に際しては医師の要否意見書に基づき実施。 医療扶助の実施にあたっては、専門的知識・判断等が必要になるため精神科医を含む嘱託医3人を委嘱。 診療報酬の支払いは社会保険診療報酬支払基金に委託。移送費、眼鏡等の一部の医療費は福祉事務所で支払。 レセプト点検委託⇒民間業者				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		4,903,076	5,014,849	4,890,028	5,347,381	6,113,923	5,994,593	6,016,510
①決算額（25年度は見込み）		4,538,970	4,454,446	4,868,980	5,322,054	5,517,727	5,655,934	6,016,510
②人件費等		44,270	65,348	61,734	74,922	71,448	80,931	
③減価償却費					26,145	33,433	32,915	
【事務分担当】（%）		540	800	800	900	1,000	1,020	
合計（①+②+③）		4,583,240	4,519,794	4,930,714	5,396,976	5,589,175	5,769,780	6,016,510
国（特定財源）		3,404,228	3,340,835	3,651,735	3,589,643	4,216,842	4,240,677	4,512,383
都（特定財源）		311,587	318,099	284,566	259,168	257,897	207,804	154,703
その他（特定財源）								
一般財源		867,426	860,860	994,413	1,548,165	1,114,436	1,321,299	1,349,424
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入院延件数	5,922	5,604	5,804	6,244	6,120	5,868	5,930
	外来延件数	58,931	61,174	66,567	70,448	74,841	79,102	86,535
	歯科延件数	7,563	7,654	8,572	10,509	11,622	11,819	12,448
	調剤延件数	43,219	45,872	50,590	55,663	59,865	63,523	69,779

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入院費等	5,517,727	入院費等	5,655,934	入院費等	6,016,510

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	①	保護世帯数（世帯）	4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
	②	保護人員（人）	5,981	6,327	6,406		—	
	③	保護率（％）	29.2	31.0	31.2		—	

（問題点・課題）	医療扶助の生活保護費全体に占める割合は、18年度で約半分を占めていて、医療扶助の適正実施は大きな課題であり、レセプト点検の業者委託を通して被保護者の受診の実態と診療報酬の支払状況を的確につかみ、医療扶助の適正実施に一層努力することが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後発医薬品の使用について、医療機関、薬局等と協力しながら被保護者への周知や使用の促進を行う。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

（状況）	平成13年 一定 入院患者の日用品費について「医療費以外に支出する入院雑費等を把握すること」
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	出産、生業、葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	出産、生業、葬祭扶助（01-01-06）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 25 年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給する。				
対象者等	1 出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦。 2 生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者。ただし、収入の増加又は自立の助長の見込みのある者。 3 葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。 他は生活扶助と同じ。				
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] 1 生業に必要な資金、器具又は資料 2 生業に必要な技能の修得 3 就労のために必要なもの 4 高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者。 [基準額] （24年度）出産扶助 249,000円以内 葬祭扶助 201,000円以内 生業扶助 75,000円以内				
経過	生活扶助と同じ。 平成17年度、生業扶助に高校等就学費新設。 平成21年度、高校等就学世帯に学習支援費新設。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	41,105	48,862	49,837	57,121	53,857	57,453	52,714
	①決算額（25年度は見込み）	45,549	48,316	46,314	53,379	58,373	54,441	52,714
	②人件費等	44,270	32,674	30,866	37,461	35,723	40,466	
	③減価償却費				13,073	15,550	16,458	
	【事務分担量】（％）	540	400	400	450	500	510	
	合計（①+②+③）	89,819	80,990	77,180	90,840	94,096	111,365	52,714
	国（特定財源）	34,162	36,237	34,736	39,207	44,611	40,818	39,536
	都（特定財源）	2,277	2,658	1,798	1,981	1,255	953	743
	その他（特定財源）							
	一般財源	53,380	42,095	40,647	49,652	48,230	69,594	12,435
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	葬祭延件数	234	258	216	241	267	233	214

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	葬祭費等	58,373	葬祭費等	54,441	葬祭費等	52,714

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込)		目標値 (26年度)
	①	保護世帯数(世帯)	4,848	5,127	5,243		—	当該年度末の実数
	②	保護人員(人)	5,981	6,327	6,406		—	
	③	保護率(%)	29.2	31.0	31.2		—	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	自立促進支援金給付事業（01-02-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 17 年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無 年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	生活保護法による保護を受けている世帯に対し、自立支援に要する経費の一部を支給し、その自立を促進することを目的とした東京都の「被保護者自立促進事業」で、交付要綱に基づき東京都補助事業として実施し自立促進支援金を支給する。				
対象者等	自立支援に資すると福祉事務所長が認める被保護世帯				
内容	項 目	説 明		内 容	年間支給上限額
	就労支援	【就労支援費】求職活動にふさわしい服装を支給する。 補助教材等購入費を支給する。		服等	35,000
		【緊急一時保育料】母子世帯等で母や子（主に9歳以下）の病気時に一時的に子を施設等へ預けたときの保育料		補助教材	12,000
				保育料	30,000
	社会参加活動支援	【社会参加活動費】高齢者が社会に貢献することにより、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ。		ボランティア講座受講料	6,000
				ボランティア保険	700
	地域生活移行支援	【生活支援事業】安定した日常生活を送れるよう支援する。		居宅清掃	150,000
		【債務整理援助事業】自己破産等の手続きを支援する。		ヘルパ-等派遣	60,000
		【住宅契約関係費】入居要件となっている鍵交換費等を支援する。		予納金	15,000
	健康増進支援	【健康増進費】日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理器機を購入した者に対し支援する。		鍵交換費	20,000
次世代育成支援	【健康増進費】日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理器機を購入した者に対し支援する。		健康管理器機購入費	20,000	
経過	平成16年度末	東京都による「見舞金支給事業」を廃止			
	平成17年度	東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施			
	平成17年7月	東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始			
	平成24年度	東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された			
必要性	被保護者の自立を促進するための事業で必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				
	1 支給時期	随時			
	2 支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	10,000	7,412	5,905	7,107	7,157	5,058	3,785
	①決算額（25年度は見込み）	1,592	2,414	5,391	2,733	3,888	4,710	3,785
	②人件費等	854	854	847	814	776	826	
	③減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（％）	10	10	10	10	10	10	
	合計（①＋②＋③）	2,446	3,268	6,238	3,547	4,664	5,859	3,785
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,606	2,335	5,390	2,196	3,695	4,342	3,785
	その他（特定財源）							
	一般財源	840	933	848	1,351	969	1,517	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	就労支援(延件数)	2	6	21	13	19	36	
	社会参加活動支援(延件数)	6	4	3	9	7	3	
	地域生活移行支援(延件数)	93	210	33	39	42	72	
	健康増進支援(延件数)	52	2	0	0	12	1	
	次世代育成支援(延件数)	0	13	28	32	45	58	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自立促進支援給付金	3,888	自立促進支援給付金	4,710	自立促進支援給付金	3,785

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
	① 自立促進支援金支給件数	93	125	170	—	—	
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	被保護者の就労や社会参加、健康増進等、自立に資する活動の支援

議会（要質問状）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	池本	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	入浴券（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。				
対象者等	居宅において生活保護を受けている者（風呂所有者及び入院・入所中の者を除く）				
内容	○保護継続者分 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 民生委員に依頼し年1回個別配付（7月中旬～下旬）・配付困難な者については生活福祉課窓口 3 支給枚数 60枚 ○新規開始分 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 生活福祉課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分（窓口）と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当たり 5枚				
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成 2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 都事業分は廃止 区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化）				
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 該当者を抽出し、民生委員に名簿とともに入浴券を渡して、被保護者へ配付を依頼。 新規被保護者等については、生活福祉課窓口にて支給。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	42,298	41,764	43,450	48,559	49,276	49,479	49,175
	①決算額（25年度は見込み）	41,254	41,706	40,107	47,142	49,275	44,356	49,175
	②人件費等	854	847	814	872	776	826	
	③減価償却費				291	311	323	
	【事務分担当量】（%）	10	10	10	10	10	10	
	合計（①+②+③）	42,108	42,553	40,921	48,014	50,051	45,505	49,175
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	42,108	42,553	40,921	48,014	50,051	45,505	49,175
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	保護継続者・大人（人）	1,503	1,562	1,530	1,645	1,700	1,758	1,878
	保護継続者・中人（人）	3	1	3	5	4	2	3
	保護継続者・小人（人）	0	1	0	1	0	0	1
	新規開始者・大人（人）	274	132	243	227	170	110	
	新規開始者・中人（人）	1	1	2	1	0	0	
	新規開始者・小人（人）	0	1	4	1	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入浴券	49,048	入浴券	44,124	入浴券	48,953
	需用費	入浴券印刷	227	入浴券印刷	232	入浴券印刷	222

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①	入浴券支給枚数	107,336	107,069	104,880	—	—	
	②						
	③						

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） 千代田区、文京区、墨田区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区は未実施

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	風呂のない居宅保護者の負担軽減と衛生的環境の維持

議（要旨）	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について
-------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	池本	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	入院必需品（01-03-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	9 年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	バリアフリー化の推進〔02-09〕			
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、必要な用品等を購入する資力が不在の場合に入院必需品を支給し、医療機関への入院を容易にする。				
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者とする。 （1）簡易宿泊所に居住する単身入院者 （2）前号に準ずるものと認められる者				
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑にするために支給。 支給品目は次のとおり （1）洗面具セット （2）寝巻又はパジャマ（被保護者を除く） （3）下着（被保護者を除く）				
経過	平成9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐えられるものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。				
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 入院必需品の支給は、申請に基づき実施。 城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	200	200	225	216	203	189	193
	①決算額（25年度は見込み）	172	118	201	154	202	189	193
	②人件費等	854	847	814	872	776	826	
	③減価償却費				291	622	323	
	【事務分担当】（％）	10	10	10	10	10	10	
	合計（①＋②＋③）	1,026	965	1,015	1,026	978	1,338	193
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	1,026	965	1,015	1,026	978	1,338	193	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	洗面具セット	80	70	70	70	50	32	70
	寝巻	35	0	25	15	27	35	24
	下着	5	10	35	10	33	33	21

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	洗面具セット外	202	洗面具セット外	189	洗面具セット外	193

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度（見込）	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①								
②								
③								

（問題点・課題）	城北労働・福祉センター、救急隊（荒川管内）と連携実施事業であり、今後も実態に即した事業を継続していく必要がある。							
（実施状況）	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施している区 台東区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・墨田区・渋谷区・中野区・北区・足立区							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入院必需品の緊急性を確認し、生活保護法で支給できるものは、法内で対応する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	簡易宿所等に居住する要保護者、住所不定者の緊急入院用

（状況）	なし
------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	救護施設		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
			担当者名	山本	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	救護施設(01-01-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	低所得者の自立支援[02-10]				
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。					
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者					
内容	救護施設は全国で184施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。 ・ 重度障害者 くるめ園 [小平市：在籍者2名] ・ 精神病寛解者 あかつき [小平市：在籍者2名] ・ その他 昭島荘、村山荘、優仁ホーム、光の家神愛園、もくせい 救護施設の在籍者数（平成25年4月末現在） 13名					
経過						
必要性	生活保護法に基づく事務事業					
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 福祉事務所から施設に対し、収容調査表、保護決定通知書（写）、検診書（「あかつき」収容の場合は病院長の意見書）を添え収容依頼する。その後、施設見学と共に施設管理者の面接が実施され、入所を許可された者は、入所順番待ちの登録をする。施設側から許可がありしだい入所となる。 措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	44,743	43,739	52,780	45,750	44,878	39,144	43,348
	①決算額（25年度は見込み）	45,705	47,484	41,853	38,485	35,740	39,444	43,348
	②人件費等	15,610	17,186	16,248	19,604	18,638	21,059	
	③減価償却費				6,827	8,087	8,552	
	【事務分担量】（％）	190	210	210	235	260	265	
	合計（①＋②＋③）	61,315	64,670	58,101	58,089	54,378	69,055	43,348
	国（特定財源）	34,279	35,613	31,390	28,942	28,482	31,185	32,511
	都（特定財源）	10,145	10,646	9,622	10,364	8,718	8,413	9,369
その他（特定財源）								
一般財源	16,891	18,411	17,089	18,783	17,178	29,457	1,468	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	生活費(延べ人員)	180	184	169	143	135	155	160
	生活費(金額)	9,429	9,070	8,145	7,290	8,041	8,241	9,387
	事務費(延べ人員)	199	208	185	169	155	166	170
	事務費(金額)	36,276	38,414	33,708	31,195	27,699	31,203	33,961

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	35,740	施設生活費、事務費	39,444	施設生活費、事務費	43,348

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①								

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	更生施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	山本	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	更生施設（01-01-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。				
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者				
内容	更生施設は全国で21施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。 また、更生施設以外の施設に、宿所提供施設、民間の宿泊所等がある。 - 更生施設：浜川荘、塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘 さざなみ苑（旧潮見寮、山谷対策用） - 宿所提供施設：西新井栄荘、塩崎荘、千歳荘、東が丘荘、ふじみ、小豆沢寮、葛飾荘 - 民間の宿泊所：やまて寮、新大久保寮、新光館、春風寮 更生施設の在籍者数（平成25年4月末現在） 14名				
経過	戦後、東京都が一元的に運営 昭和40年4月 施設が所在する区へ移管 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設 平成13年度 さざなみ苑通年化 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。				
必要性	生活保護法に基づく事務事業				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。 さざなみ苑は、都が設置費と運営費の一部を負担し、区は事務費と生活費を支弁する。 その他の施設は、区が施設と直接契約し、事務費と生活費を支弁する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	76,004	61,374	76,754	66,652	56,864	47,572	16,128
	①決算額（25年度は見込み）	54,444	56,169	54,941	39,862	25,279	21,228	16,128
	②人件費等	15,610	17,186	16,248	19,604	18,638	21,059	
	③減価償却費				6,827	8,087	8,552	
	【事務分担当量】（%）	190	210	210	235	260	265	
	合計（①+②+③）	70,054	73,355	71,189	59,466	43,917	50,839	16,128
	国（特定財源）	40,833	42,127	41,206	29,978	20,146	16,783	12,096
	都（特定財源）	13,263	13,707	12,940	8,973	6,251	4,408	4,032
	その他（特定財源）							
	一般財源	15,958	17,521	17,044	20,515	17,520	29,648	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	生活費(延べ人員)	494	493	447	296	136	98	100
	生活費(金額)	27,982	27,656	25,516	17,297	8,431	6,009	5,222
	事務費(延べ人員)	501	510	481	385	287	217	160
	事務費(金額)	26,462	28,513	29,425	22,565	16,848	15,219	10,906

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設生活費、事務費	25,279	施設生活費、事務費	21,228	施設生活費、事務費	16,128

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会（要質問状）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	授産施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	山本	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	授産施設（01-01-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕			
目的	身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設（授産場）に補助を行い、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川授産場の利用者のうち ① 生活保護法による保護を受けている者 ② 世帯全員の収入額が最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者 ③ ②を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者				
内容	荒川授産場に対し、上記目的達成のために事務費を扶助する。事務費は、東京都通知による授産施設事務費支弁基準額による。 施設事務費（1人当り単価） 76,100円 家庭事務費（1人当り単価） 5,600円（平成25年4月現在） 荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49.1.24 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。 平成25年4月現在 対象人員 20人（授産場 施設：20人、家庭：0人）				
経過	昭和49年1月 授産施設事務費要領を作成し事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託				
必要性	生活保護法に基づく事務事業。				
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書により施設長及び対象者へ通知するとともに委託事務費を施設へ振替支出する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	18,169	19,304	17,864	18,999	18,288	18,288	18,288
	①決算額（25年度は見込み）	17,775	18,999	17,539	18,059	18,072	18,721	18,288
	②人件費等	854	847	814	872	776	826	
	③減価償却費				291	311	323	
	【事務分担量】（％）	10	10	10	10	10	10	
	合計（①+②+③）	18,629	19,846	18,353	18,931	18,848	19,870	18,288
	国（特定財源）	13,331	14,249	13,154	13,579	14,402	14,801	13,716
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	5,298	5,597	5,199	5,352	4,446	5,069	4,572
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象延人員	241	249	232	237	240	246	240

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設・家庭事務費	18,072	施設・家庭事務費	18,721	施設・家庭事務費	18,288

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①								
②								
③								

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施区 千代田区・品川区 平成12年度廃止（移管後20年経過） 江東区・豊島区・世田谷区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出

議会議決（要旨）	なし
----------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	吉田	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	中国残留邦人支援事務費（01-15-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費を支出				
対象者等	被支援給付者等				
内容	◎中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費 ・非常勤職員設置費（支援・相談員2名）、・共済費 ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査）、・特別旅費（非常勤の旅費）、・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係）				
経過	平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、平成20年4月1日から中国残留邦人等支援給付事業を開始する。				
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 委託業務 ・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・生活保護システム運用				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額		9,191	5,423	5,781	5,978	5,853	6,072
	①決算額（25年度は見込み）		6,545	3,876	4,749	5,736	5,820	6,072
	②人件費等		1,271	1,221	872	388	826	
	③減価償却費				291	156	323	
	【事務分担量】（%）		15	15	10	5	10	
	合計（①+②+③）	0	7,816	5,097	5,621	6,124	6,969	6,072
	国（特定財源）		4,909	2,907	3,508	4,474	5,198	5,247
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	2,907	2,190	2,113	1,650	1,771	825
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	報酬	-	0	1,559	1,974	3,865	4,020	4,021
	特別旅費	-	0	25	29	14	18	21
	役務費	-	24	32	35	32	32	34
	委託料	-	6,048	867	867	694	698	695

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員	3,865	非常勤職員	4,021	非常勤職員	4,021
	共済費	社会保険料		社会保険料	566	社会保険料	582
	賃金	通訳員賃金	0	通訳員賃金	0	通訳員賃金	0
	旅費	訪問旅費	0	訪問旅費	0	訪問旅費	0
	特別旅費	非常勤訪問旅費	14	非常勤訪問旅費	18	非常勤訪問旅費	21
	一般需用	消耗品	178	消耗品	85	消耗品	100
	役務費	郵送料（各種通知）	32	郵送料（各種通知）	32	郵送料（各種通知）	34
	委託料	システム保守、レプト点検、医療支払事務等	694	システム保守、レプト点検、医療支払事務等	698	システム保守、レプト点検、医療支払事務等	695
	扶助費	地域生活支援実施経	423	地域生活支援実施経費	397	地域生活支援実施経費	619

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
	①	レプト点検過誤返還金（千円）	700	151	90	—	—	レプト点検実施により過誤が判明し、医療機関に返還金を請求
	②	レプト点検総件数（件）	1,035	905	992	—	—	
	③							

（問題点・課題分析）	事務処理は生活保護に準じており、医療及び介護に係る事務量は増加傾向であり、一層の事務改善を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	診療報酬明細書の点検をよりの確に審査する。	
②	地域における多様なネットワークを活用し、日本語教室や地域の交流事業等に参加しやすい環境を作るために通訳員を配置し、中国残留邦人等が地域の一員として暮らせるための仕組みを検討する。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく事務の執行に要する経費

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		中国残留邦人支援給付事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
				担当者名	吉田	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）			中国残留邦人支援給付費（01-15-02）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準			● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系			分野		生涯健康都市[Ⅰ]		
			政策		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]		
			施策		低所得者の自立支援[02-10]		
目的		国民の生存権保障を規定する憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを基本に、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、生活保護法に準じた処遇を実施し、被支援給付者の老後の生活の安定と地域で生き生きと暮らせるために必要なもの等を支援給付する。					
対象者等		原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者が、老齢基礎年金を満額支給されても、なお世帯の収入が一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。					
内容		被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。（①生活支援給付費、②住宅支援給付費、③教育支援給付費、④介護支援給付費、⑤医療支援給付費、⑥葬祭支援給付費等） 金銭給付を原則とするが、金銭給付できない場合や適当でない場合、支援の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。保護金品は、1ヵ月以内を限度に前渡することができる。					
経過		平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示。 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告。 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定。 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始					
必要性		中国残留邦人支援事業を実施するための必要経費					
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) [支援実施上の原則] 1 申請による支援の原則(職権は可) 2 保護基準に準じた要否判定・支給 3 必要即応の原則 4 世帯単位の原則 [実施の内容] 1 面接相談、申請受理 2 申請に対して資産、病状調査等14日以内に決定、通知 3 施設への収容、支援給付費の支給 4 生活相談、病状把握等 [支援給付費支払い方法] 銀行払い(全ケース22世帯)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額		91,326	74,278	71,921	70,262	54,973	60,192
	①決算額（25年度は見込み）		41,425	61,601	53,039	54,335	56,311	60,192
	②人件費等		2,711	2,549	2,556	2,017	2,230	
	③減価償却費				872	778	871	
	【事務分担量】（%）		32	32	30	27	27	
	合計（①+②+③）	0	44,136	64,150	55,595	56,352	59,412	60,192
	国（特定財源）		31,069	46,201	40,000	38,585	42,559	45,142
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）			2	33	90	75	2
	一般財源	0	13,067	17,947	15,562	17,677	16,778	15,048
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	生活支援給付費延人員	-	348	427	423	387	405	420
	生活支援給付費	-	21,601	25,356	25,553	24,758	26,006	26,542
	その他支援給付費	-	19,824	36,245	27,486	29,577	30,305	33,650

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	生活支援	基準生活支援給付費	24,758	基準生活支援給付費等	26,006	基準生活支援給付費等	26,542
	住宅支援	家賃等	6,685	家賃等	6,745	家賃等	8,096
	介護支援	介護サービス自己負担	389	介護サービス自己負担	495	介護サービス自己負担	637
	医療支援	医療費	22,337	医療費	23,064	医療費	24,514
	生業支援	生業費	0	生業費	0	生業費	0
	葬祭支援	葬祭費	167	葬祭費	0	葬祭費	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
①	被支援給付世帯	20	22	22	—	—	
②	被支援給付人員	30	33	34	—	—	
③							

（問題点・課題分析）	区外からの転入（主に都営住宅入居）又は新たな帰国者が、支援給付開始世帯となることが想定される。給付対象者の高齢化に伴い、介護支援費の増加が見込まれる。
（実施状況）	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援給付費の改定が見込まれるため、迅速かつ適正な執行、及び支援給付対象者への丁寧な説明に努める。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費に要する経費

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地域生活支援プログラム事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	菊地
		担当者名	前嶋	内線	2621
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地域生活支援プログラム事業（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度	根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	稼働年齢層で未就労であったり、自宅に引きこもりがちで地域との関わりの少ない生活保護受給者に対し、就労意欲の低下の防止や社会参加へのきっかけを作るなど、自立の促進を図る。				
対象者等	生活保護受給者で、一般就労では採用困難、または引きこもりがちで地域との関わりの少ない者。				
内容	・ 社会参加のきっかけとなるよう必要に応じた訪問や相談を行い、地域との関わりや生きがいをもった生活を送ってもらう。 ・ 未就労者に就労のための相談の実施、また、職場体験、訓練、講習会等を開催して、就労に向けた意欲を喚起する。				
経過	平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足。 7月 同研究会報告書をホームページ等で公表。 平成23年9月 NP0法人「ふるさと会」に業務委託し、事業開始。 平成25年4月 競争入札によりNP0法人 ワークスコープに業務委託し、事業継続。				
必要性	被保護者の安定した生活、就労への意欲喚起、地域交流や社会参加により自立を目指した生活の維持、促進のため。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額					6,174	6,174	6,552
	①決算額（25年度は見込み）					4,106	6,174	6,552
	②人件費等					776	826	
	③減価償却費					3,421	323	
	【事務分担当量】（％）					10	10	
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	4,882	7,323	6,552
	国（特定財源）					6,174	6,174	6,552
	都（特定財源）					0		
	その他（特定財源）					0		0
	一般財源	0	0	0	0	-1,292	1,149	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	個別相談支援（人）					50	48	60
	日常生活支援（人）					19	7	0
	就労相談（人）					31	46	60

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	地域生活支援業務委	4,106	地域生活支援業務委託	6,174	地域生活支援業務委託	6,552

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	①	就労相談支援	—	30	46	60	—	
	②	個別相談支援	—	50	48	60	—	
	③	日常生活支援	—	30	7	0	—	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日常支援のなかで、就労意欲が増すような取り組みを強化する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	生活保護受給者に対し、地域とのつながりや社会参加へのきっかけをつくり、就労等へつなぐ社会的自立を図る。

況議会（要旨）	平成22年度 四定 一般質問	生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用。
---------	----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業 (仕事・生活サポートデスク)		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
			担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	住宅手当緊急特別措置事業（01-17-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠	荒川区住宅支援給付事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	低所得者の自立支援[02-10]				
目的	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就業機会の確保に向けた支援を行う。（生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う）					
対象者等	就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失する恐れのある、離職後2年以内の65歳未満の者等の条件あり					
内容	1 支給額（上限額） 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 2 支給期間 3ヶ月間 +3ヶ月（延長を認められた場合）+3ヶ月（再延長を認められた場合） 3 支給方法 貸し主等へ代理納付 4 手当支給中の義務 住宅手当支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行う。 ①毎月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 ②毎月4回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 ③週に1回以上求人先に応募を行うこと。 ④原則として、日常・社会生活支援又は生活保護受給者等就労自立促進事業のいずれかの支援を利用するものとする。但し、自らの活動で就職が可能と区が判断できる場合は対象外。 5 手当の中止 4の義務を怠った場合は、手当を中止する。					
経過	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金（総合支援資金）の貸付と併せ、住宅の確保や就労までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。（それに先立ち平成21年6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置）					
必要性	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。（生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である）					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 生活・就労相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、就労支援課、生活福祉課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額				15,012	27,775	34,005	19,188	16,642
①決算額（25年度は見込み）				3,275	24,646	17,505	13,622	16,642
②人件費等				1,955	5,407	5,174	4,957	
③減価償却費					3,777	467	1,936	
【事務分担当】（%）				45	130	15	60	
合計（①+②+③）		0	0	5,230	33,830	23,146	20,515	16,642
国（特定財源）				5,213				
都（特定財源）					26,257	17,501	13,620	16,642
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	17	7,573	5,645	6,895	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	住宅手当新規（単身世帯）			20	34	23	9	23
	住宅手当新規（複数世帯）			6	20	8	12	13
	仕事・サポート相談デスク相談件数			478	1,618	1,084	1,486	1,552
	うち住宅手当相談件数				931	645	732	831

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤相談員報酬	5,174	非常勤相談員報酬	4,635	非常勤相談員報酬	4,743
	共済費	非常勤共済費	759	非常勤共済費	651	非常勤共済費	666
	旅費	職安同行訪問等	1	職安同行訪問	1	職安同行訪問	8
	一般需用費	消耗品費	14	消耗品費	16	消耗品費	20
	扶助費	住宅手当	11,557	住宅手当	8,321	住宅手当	11,205

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	常用就労率	9件 (17%)	11件 (35%)	12件 (57%)	21件 (57%)	18件 (60%)	
②	住宅手当支給決定数	54人	31人	21人	36人	30人	
③	仕事・生活サポートデスク相談件数	1,618	1,084	1,486	1,552	1,600	

1月末実績

問題点・課題 (指標点分析)	就職がなかなか決らない住宅手当受給者はモチベーションの低下が見受けられ、どのように積極的・効果的な就労活動を行ってもらうかが今後の課題である。また、職種の変更等を進めることにより就職しやすくなる可能性もあるため、世代による雇用の職種を示し常用就職を支援する。
	（実施 22 区 未実施 区） 国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成24年度は広報等の活用で、相談件数、支給決定数が増加し効果が出たので、今年度も引続き周知を行う。	広報で周知を行い、相談支援を実施することで、自立に向け支援する。
②	関連機関と連携を図りながら早期の常用就職に繋がる様に支援する。	常用就職に至らずに住宅手当が終了した方のその後の状況について把握するため、電話連絡、ハローワーク等関係機関に調査を依頼する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	雇用状況の低迷やワーキングプア、無年金等の低所得者、生活困窮者へのセーフティネットとなり得る事業を展開する。

議会 (要旨)	状況
------------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
			担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		受験生チャレンジ支援貸付事業（15-16-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度		根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	支援実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕				
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。					
対象者等	中学3年生、高校3年生等のお子さんがある一定所得以下の世帯					
内容	子どもの学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付ける。（荒川区社会福祉協議会に業務委託） （1）学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生 貸付限度額：200,000円 （2）受験料貸付金 高等学校及び大学の受験料を貸付。 ①対象：中学3年生 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） ②対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）					
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 生活安定応援事業開始 平成23年3月末 平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため） 平成23年4月 「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。					
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額		21,000	14,950	14,950	6,556	6,228	5,916
	①決算額（25年度は見込み）		13,577	14,102	13,394	5,868	6,095	5,916
	②人件費等		4,235	3,258	3,488	847	1,239	
	③減価償却費				1,162	311	484	
	【事務分担量】（％）		40	40	40	10	15	
	合計（①＋②＋③）	0	17,812	17,360	18,044	7,026	7,818	5,916
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		13,577	14,102	14,153	5,500	6,228	5,916
その他（特定財源）								
一般財源	0	4,235	3,258	3,891	1,526	1,590	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	チャレンジ支援貸付（人）		17	41	200	110	221	230
	就職チャレンジ支援（人）		29	68	41			
	生活サポート特別貸付（人）		2	11	39			
	相談件数		408	1,115	1,214	735	989	1,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業務委託	5,868	業務委託	6,095	業務委託	5,916

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	受験生チャレンジ支援貸付事業	789 200	735 110	989 221	1000 230	1000 230	上段：相談数 下段：申込み受理数 22年度までは生活安定応援事業として実施した実績
	②							
	③							

問題点・課題 (指標分析)	相談件数（延べ件数）に対して22%の貸付決定である。連帯保証人を立てることが困難なケースが多く申請につながらない。（親を連帯保証人にしたいが、年金のみの収入である。収入が基準以下である。依頼できる人がいない。）
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行い、関連機関との連携の強化も図る。	引き続き対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	23年度から受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施した事業であるが、利用者からも好評であり、さらに増加が見込まれる。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	災害援護資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部		
			担当者名	田中	内線	2 6 1 6		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	災害援護資金貸付事業（01-18-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業							
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度		根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する条例、荒川区特別災害援護資金貸付要綱、荒川区災害援護資金等貸付利子補給要綱				
終期設定	○ 有 ● 無 年度							
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕						
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕						
目的	東日本大震災により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行なう。							
対象者等	東日本大震災を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主がおおむね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯							
内容	【貸付の種類と限度額】 ①国制度…法律に基づく区の条例により、住居・家財の損害状況に応じて150万円から350万円までを貸付。 ②都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付。 【所得制限】 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 【貸付対象】 以下のいずれかに該当する区民 ①世帯主が1か月以上負傷、②家財の3分の1以上に損害、③住居が全壊、半壊、滅失 【利率】 ①国制度…年1.5%（保証人有の場合は無利子） ②都制度…年0.5%（保証人有の場合は無利子） 【償還期間】 13年以内(据置期間6年) 【申請期限】 平成30年3月31日 【利子補給制度】 連帯保証人を立てられず、貸付金の償還に利子が発生するものに対し、据置期間経過後の償還初年度から償還期間満了まで区が利子補給を実施する。							
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内区市町村で災害救助法が適用されたことに伴い、災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき災害援護資金の貸付を行なうことになった。なお、平成23年5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が公布、施行され、災害援護資金に関しても特例措置が講じられた。また、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行なうことになった。 【荒川区生活再建支援事業（単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。 再建方法：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円） ※東京都による2分の1の補助有。							
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【貸付限度額】 (1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ①負傷のみ…150万円、②家財の3分の1以上の損害…250万、③半壊…270万円、④全壊…350万円 (2) 世帯主に負傷がない場合 ①家財の3分の1以上の損害…150万、②半壊…170万円、③全壊…250万円、④滅失又は流失…350万円 ※国制度を優先し、不足する場合は、都制度(限度額150万円)を利用。							
予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額					51,362	5,000	3,200
	①決算額（25年度は見込み）					0	0	3,200
	②人件費等					1,694	413	
	③減価償却費					622	161	
	【事務分担量】（%）					50	5	
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	2,316	574	3,200
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）							3,200	
一般財源					2,316	574	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	災害援護資金貸付件数					0	0	1
	生活再建支援事業・賃借世帯数					23		
	生活再建支援事業・補修世帯数					1		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	貸付金	貸付金	0	貸付金	3,200

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	①	貸付件数	—	0	0	1	—	
	②							
	③							

（問題点・課題）	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、あくまでも貸付であるため被災者に返済の負担がある。また、被災世帯が高齢世帯であるなど、貸付が困難な場合がある。							
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	震災後2年を経過し、被災者の状況に変化があるかもしれないため個別の制度案内を実施する。	平成30年まで申請が可能であるため、随時周知をしていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議会議決（要旨）	
----------	--